

会議の名称	平成25年度第1回個人情報保護運営審議会		
開催日時	平成25年10月24日(木)午後6時30分～9時00分		
開催場所	東村山市役所北庁舎第2会議室		
出席者及び欠席者	出席者： (委員) 臼井雅子委員・嶋田節男委員・杉本みさ子委員・田村初恵委員・羽生田孝雄委員・水越久吉委員 (市事務局) 當間総務部長・根建総務部次長・瀬川総務課長・湯浅情報公開係長・中村情報公開係主事 欠席者：水戸部瑞江委員		
傍聴の可否	傍聴不可	傍聴不可の場合はその理由	会議の中で、東村山市情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や、市の情報セキュリティ対策の詳細情報など)が含まれる事項を審議するため
会議次第	1. 総務部長挨拶 2. 委員紹介、事務局紹介 3. 会長選出、会長職務代理の指名 4. 会長へ諮問書授受 5. 「附属機関等の会議の公開に関する指針」について 6. 諮問審議 諮問第1号「病児・病後児保育事業業務委託」(子ども育成課) 諮問第2号「東村山ふるさと歴史館データベース移行及び改修業務委託」(ふるさと歴史館) 7. その他		
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公開係 担当者名 湯浅・中村 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227		
会 議 経 過			
(1) 総務部長挨拶 皆さんこんばんは。本日はお忙しい中、個人情報保護運営審議会にご出席いただきありがとうございます。また本日はお二人の新たな委員をお迎えしての審議会になります。杉本委員並びに水越委員におかれましては、今後どうぞよろしくお願いいたします。 現在本市においては自治基本条例の検討を行っております。お手元の資料「(仮称)自治基本条例の考え方、名前についてご意見をお寄せください」のとおり、10月15日から条例案に関する市民の方の意見を募集しております。ページを開いて1ページ目の上から6番目の黒丸に、「情報の共有と管理」がございます。そこに「市民と共有できるよう、市政に関する情報を分かりやすく発信するよう努める」とともに、情報の管理としては「情報公開条例や個人情報保護条例の定めに委ねる」とあります。具体的な条文は資料の4ページ目をご覧ください。第9条、第10条に定めを置いています。この条文からは、現在の情報公開条例や個人情報保護条例の改正が直ちに必要になるとは考えておりませんが、今後の施策の展開によっては検討を要することもあると考えております。委員の皆様にはそのような場合も含め、本市の個人情報保護に関し今後ともご指導ご協力をお願い申し上げます。			

(2) 委員紹介、事務局紹介

- (臼井委員) 明星大学経済学部の特任教授をしております。経済学部ですが憲法や情報法が専門でございます。どのくらい協力できるかまだまだ不勉強なところがございますが、どうぞよろしくお願いいたします。
- (杉本委員) この委員をお引き受けしたのですが非常に難しく、送っていただいた記録などを読ませていただいたのですが、わからないところが多かったです。特にインターネットにおける情報の取扱いが難しいなと思いました。どこまで意見を言えるかわかりませんが、個人情報に関しましては長い間学校に勤務しておりましたので、子どもたちの情報の管理ということでしたら意見も言えるかなと思っております。どうぞよろしくお願い致します。
- (田村委員) これで委員2期目になります。元損害保険会社顧問となっておりますが8月末に顧問を辞めまして、現在は、自治体の審議会の委員等務めさせていただいています。以前、東京都におりましたときに人権にかかわる業務をやっていたことから、この審議会に学識経験者ということで入っていますが、それがこの2年間でどの位生かされたかは分かりません。ですが市では委託業務が増えていますし、新しい委員の方も入られたので、いろいろな目で個人情報保護の観点から意見を言わせていただきたいと思います。よろしくお願い致します。
- (羽生田委員) 市内で行政書士の事務所を開いております。前職は日本ビクターという民間会社に30数年おりました。この審議会には2年前に委員公募で入りました。日本ビクターにいた頃に個人情報保護法が施行されて、会社も五千人以上の個人情報を持っていましたから対応が必要になり、そのプロジェクトを立ち上げた1メンバーだったことから応募したところ運よく選ばれたということです。1期2年が過ぎましたが、今期もぜひまた皆さんと一緒にやっていきたいと思っております。よろしくお願い致します。
- (水越委員) 今期から公募で委員になりました。定年後に開業したりサラリーマンを経験したりして今はまた独立開業しています。知識はないんですが興味はあるということで応募しました。どうぞよろしくお願い致します。
- (嶋田委員) もともとNECでユニックスのハードウェアの開発をやっていたので、コンピュータや情報セキュリティ関係で頑張りたいと思っております。よろしくお願い致します。

～ 続けて事務局の自己紹介と委員名簿の確認が終了～

* 委員名簿の庁内利用について確認

- (総務課長) 委員名簿だが、役所内のいろいろな課から、事業やイベント等の案内を審議会委員の方に差し上げたいという話が結構ある。その際に皆様のお名前とご住所を担当所管へ提供してもよろしいか。もちろん、事業等の内容は事前に総務課が確認する。

～ 委員一同了解～

- (総務課長) ご了解いただき感謝する。後日、やはり提供は止めてほしいということであれば、事務局へお申し出いただければ対応するのでよろしくお願いしたい。

(3) 会長選出、会長職務代理の指名

委員互選の結果、臼井委員が会長に選出された。臼井会長が田村委員を会長職務代理に指名する。

～委員一同賛成～

(4) 諮問書授受

総務部長から臼井会長へ諮問書を手渡す。

(5) 「附属機関等の会議の公開に関する指針」について

(情報公開係長) 本市には「東村山市附属機関等の会議の公開に関する指針」というルールがある。こういった審議会について「原則、会議を公開して傍聴可にする」、「会議録や会議資料をホームページや図書館で公開する」といったことを定めたものだが、新しい委員さんも入られたので、まずこの指針に従ってこの会議を公開にするか非公開とするか、会議録をどういった形式で作るか、ホームページの委員名簿にどこまで情報を載せるか、この3点について決めていただきたい。

これまでのこの会のやり方だが、会議は非公開でやっている。傍聴を不可とする理由は、「会議の中で、東村山市情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や、市の情報セキュリティ対策の詳細情報など)が含まれる事項を審議するため」で、これは指針ができたときに委員の皆様で話し合って決定された。会議録の作成形式は、発言者氏名は入れずに発言内容と市の回答を順番に書いていく形式である。市のセキュリティ対策に関する内容が話された時は、会議録の該当部分を黒く伏せている。ホームページの委員名簿は、区分・氏名・性別・就任日・職業のほか、備考として公募の方であるとか、他の審議会委員を兼任されているといった情報をのせている。

今期からはどういう形にするか、会長から皆様に諮っていただきたい。

委員意見及び総務課の回答

- では、会議の公開の可否・会議録の書き方・委員名簿の表示の仕方の3点について、皆様のご意見を伺いたい。特に新たに委員になられた方は、これまでのやり方よりもっと秘密にしたい、あるいはもっと公開にしたいといったご意見はあるか。
- 今まで市民の方から、この会議を公開にしてほしいという要望はあったか。「なぜ非公開なのか」という問い合わせは一度情報コーナーにあった。どういうセキュリティにして個人情報を守るかという話が多いのと、委託契約の場合、これから契約予定の案件を話すので、契約に関する情報を先に知った方が入札等に有利になってしまうということもあり非公開にしているということをお話しして、その方は納得された。
- 公開の中身はこれまでと同じでよいと思う。これ以上細かくすると個別の企業の情報などもわかってしまうので、契約の問題にもかかわってくる。それから委員名簿については今のせている情報は良いが、住所や詳しい経歴は一般的な公開はしてほしくないと思う。
- 他にご意見はあるか。無いようなら今までどおりのやり方で、傍聴は不可、会議録は発言者氏名を伏せた形式、ホームページの委員名簿は区分・氏名・性別・就任日・備考のほか、職業は肩書程度という現状のままでよろしいか。

～委員一同賛成～

- では、そのように決定する。

(6) 諮問審議

諮問第1号「病児・病後児保育事業業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

委員意見及び子ども育成課の回答

- 「利用登録申込書」の保存期間は児童が利用対象年齢を超えるまで、利用当日に保護者が保育室に提出する「利用申込書兼問診票」の保存期間は5年となっている。その間、保育室に個人情報保管されるわけだが、そのことはどういう形で保護者に周知されるのか。
周知方法はまだ検討していないが、「利用登録申込書」は必ず子ども育成課窓口に来て提出してもらうので、その時に職員が保護者に説明する方法がひとつ。あとは「利用登録決定通知書」を後日保護者に郵送するので、そのなかに個人情報の保管期間について説明を書いておく方法があると思う。
- 口頭では説明漏れがありうるので、決定通知書の下段に説明を入れた方がよいのではないか。
- 個人情報は適正に保管しますということ、保存期間は何年ですということ、保護者から「もう利用しないので個人情報を削除してほしい」と申出があれば削除しますということ、利用登録の時点で同意してもらってから申し込んでもらう方がよいと思う。
- そうすると「利用登録申込書」にその3点の説明を記載するよう修正してほしいという意見でよいか。
- 2号様式の「同意書」にも同様の個人情報の保管についての説明をいれて、同意してもらった方がよいのではないか。
- 合意形成のプロセスをきちんと残すという意味でそれは大事だ。
- この事業の利用はあくまで本人の希望によるものなので、「もう利用しないから個人情報の保管をやめてほしい」と本人から申出があったときは、きちんと対応しなくてはならない。事業開始の前に対応を考えておいてほしい。
- 共稼ぎで保育園を利用する世帯だけでなく、幼稚園利用でも自宅で子どもを育てている世帯でも幅広く利用できるということだが、そうすると定員4名では足りなくないか。
他市で定員6名のところでは稼働率が3割程度なので、まずは4名で開始して需要を見たい。
- 「利用申込書兼問診票」にかかりつけ医のサインをもらうのは必須なのか。任意である。このサインがなくても利用できる。この欄は、利用前日から具合が悪くてかかりつけ医を受診したような場合に、保育室を利用する際の注意事項等があれば書いてもらい、かかりつけ医と保育室間で情報を共有することが目的である。保育室利用中に体調が急変した場合に、保育室（多摩北部医療センター）からかかりつけ医に連絡することもある。
- 保育室利用前に多摩北部医療センターを受診することになっているが、そうすると医療センターにカルテは作られるのか。
作られる。
- そうすると診察による利用者の医療情報は医療センターに保管されるということでしょうか。
その通り。
- 保育室では利用日当日に保護者に、「利用申込書兼問診票」記載内容の確認・

聞き取りをするほか、利用料徴収のために生活保護世帯か所得税・市民税非課税世帯かなどを確認することになっている。保護者の職業や収入などは非常に取扱いに注意を要する個人情報だが、こういった話を他の利用者に聞かれずにするための個室はあるのか。

平面図の「将来使用スペース」となっているところは空き部屋で個室になっているので、この場所で聞き取りをすることを考えたい。

- 利用料の徴収は、当日保育室でするのか。
そのとおり。
- 非常に気になるのは、「利用料徴収時に利用料免除の方にきちんとした配慮をしなければならない」ということを考えているかどうか。免除世帯、特に生活保護受給世帯の場合、その情報を他人に知られるというのは負の烙印を押されるような屈辱感がある。他の利用者と一緒にの場所で、あなたは利用料いくら、あなたは免除でいりませんよというようにされたら非常に利用しにくい制度になってしまう。徴収方法を工夫して、免除世帯だという個人情報が他にもれないようしっかり配慮しなくてはならない。そこが徹底されるかどうかが一番気になる。
- 私もある人から、いきいきプラザの窓口で福祉関係の相談をするときに、隣の人に相談内容が聞こえるのがとても嫌だと聞いたことがある。そういう意味で、聞き取りや利用料徴収は他の保護者がいない個室で行うというのは、どなたにとってもとても大事な配慮だと思う。
- 職員が保育士と看護師の2名しかいないので、子どもたちのいる部屋から2人ともいなくなるわけにいかないし、なかなか難しいとは思いますが、そこは工夫して対応してほしい。特に生活保護受給世帯の方の個人情報には十分に配慮する必要がある。
- 職員2名のため、保育室と聞き取りの個室に職員がいれば入り口横の事務室は無人になる。事務室のなかに鍵のかかる戸棚がありそこへ個人情報の書類をしまうということだが、鍵のかけ忘れがないように注意してほしい。本当は事務室に事務員がいるのが望ましいが、人件費という面から難しいのであれば、職員が管理を徹底していくしかない。
- 戸棚の鍵の管理をどうするかは決められているのか。
今は保育室の施設内備品等を搬入中で、鍵の管理方法についてはこれからしっかり確認する。
- お迎えの人の急ぎよの入れ替わりというのも想定しておいた方がよい。当初聞いていた方と別の方がお迎えにきたときにお子さんを引き渡すかどうか。
通常の保育園業務でもよくあるケースである。保護者本人以外の方が迎えに来るときは必ず身分証明書を提示してもらっている。また、あらかじめ保護者から朝の段階でお迎えに来る人はだれか、もし変わるとしたらだれになるか、お名前と続き柄を聞いておくようにしている。
- 「利用申込書兼問診票」は保育室において保存年限5年となっているが、申し込みをした年から起算して5年間という意味か。
市は年度単位で書類を保管している。それに合わせて、利用した年度が終了したらその時点から5年間保管してもらう。
- 5年たったなら市に返還するのか。
「利用申込書兼問診票」は市でなく保育室作成の様式であること、多摩北部医療センターもきちんとした個人情報保護規程をもっていることから、保育室の方で廃棄してもらうことを考えている。

- 受託者に廃棄させる場合でも、きちんと個人情報書類を廃棄したかどうかの確認は市に責任がある。そこはしっかり確認が必要である。了解した。

諮問第2号「東村山ふるさと歴史館データベース移行及び改修業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

委員意見及びふるさと歴史館の回答

- この委託業務で取り扱う情報は、いわゆる個人情報というだけでなく資産価値のある情報、つまりお金になるからと盗まれるおそれのある情報なのか。
 そういうものではない。資産価値を守るというよりも、歴史館を信頼して昔の出来事を語ってくださったり、文化財を寄付してくださった方の個人情報なので、信頼を失わないためにきちんと守らねばならない個人情報である。
- 市の個人情報保護条例では条例の対象を「生存している個人」としているが、おそらくこのデータベースにはすでに亡くなられている方も入っていると思う。亡くなった方についても市は保護の対象と考えているか。
 (情報公開係長) 確かに国の個人情報保護法でも市の条例でも対象としているのは「生存している個人」だが、だからといって亡くなった方の個人情報は保護しなくてよいという考えはなじまないので、生存者と同じように保護すべきだと考えている。
- 確かに法令上は亡くなった方は対象でないが、例えば住所や電話番号などは相続人が引き継いでいる場合がある。相続人と故人の苗字が同じ場合も多い。そうすると保護しないと相続人の方に迷惑がかかることがある。
 「法令上、保護の対象を生存者だけに限っていいのか」という議論はしばしばおこっているところである。
- 「石造物」「文書(もんじょ)」のデータに個人情報が付随しているとのことだが、これらの石造物等はすべて歴史館内に保管されているものなのか、それとも市内に点在している、個人宅で保管されているものも含まれているのか。
 石造物で歴史館内にあるのは4点ほどで、残りの1,000点近くは市内に点在している。文書についてはすべて歴史館に寄贈されて市に所有権が移っているものである。
- 市に寄贈されたものについては、元の所有者等の個人情報をどの範囲まで、またいつまで保存しておくと考えているか。
 どこのお宅から寄贈されたものかという情報はずっとわかるようにしておきたい。文書については元の所有者等のフルネームを文書名にして分類している。市内の旧家は同姓が多いのでフルネームにせざるをえない。
- 既存のデータベースはかなり古いものということだが、移行にあたって暗号化は可能なのか。
 暗号化はできないが、USBメモリに抽出して受託者社内に持ち帰るときは、ファイルにパスワードをかけるなどすぐには開けない状態にしよう予定である。
- 受託者はプライバシーマークを取得しているし、提出された「個人情報取扱い詳細マニュアル」をみると非常にしっかり作ってある。この通り運用されるなら非常に安全性は高いと思う。

- 総務課への意見だが、情報セキュリティ合意書はひな形があつてある程度文言が決まっているのというのは以前に聞いている。ただ、このなかの第6条にある「パソコン等の機器を使用する必要があるとき」の「パソコン等」という表現はそろそろ見直した方がいいかもしれない。モバイルルーターやWI-FI(ワイファイ。無線LANの規格の一つ)が普及してきて、LANでインターネットに接続していないパソコンからでも、無線を使って簡単に情報を盗める時代になってきた。そういう機器の持ち込みをどう防衛するか。LANケーブルをつながなくても小さなモバイル機器とUSBメモリでさーっとデータを盗むことができるので、合意書の内容も少し考えなくてはいけないと思う。
- スマートフォンでもWI-FIにつながるので、受託作業時の持ち込み・使用には一定の制限が必要になる。
- 盗む気になって来られればいろいろな機器が発達しているので、受託業務従事者が市のシステムをさわるときに、不自然な動きをしていないか良く注意することも必要になる。
- 諮問書の「3、受託者が取扱う個人情報の種類」で所有者の氏名、住所、電話のほか生年月日とあるが、生年月日まで必要なのか。 unnecessaryな個人情報は削除することはできないか。
生年だけは必要だが、生年の月日は必要ない。このシステム移行が完成したら、月日が入っているデータを抽出して unnecessaryなものは削除する。電話番号も故人のものであって相続人とご縁がなければ削除する。 unnecessaryな個人情報はこの機会に削除して整理する予定である。
- この業務の歴史館の責任者はだれか。
代表としては館長だが、事務の責任者は課長補佐である。
- 事務責任者から「こういう体制でこの業務は進めますよ」ということをきちんと館内全体及び受託者に周知して、皆が理解している状態にしておくこと。誰がどこで責任をもっているかわからないような状態にはしないよう注意してほしい。
了解した。
- どれくらいの期間で作業するのか工程表はあるのか。
11月半ばから来年3月の半ばまでの作業を予定している。
- 受託者の社内の作業場所はきちんと確認に行くこと。どんな場所でどういう作業をするのか、日程表を含めて節目節目で確認するようにしてほしい。その方が事故の心配がない。
- 委託者が社内の現場を見に来るといのは、受託者にとっては牽制球に感じる。他市は来ないのに東村山市は確認にくるぞ、チェックされてるぞとという牽制球によって受託者はよりきちっと対応するということがある。
- 具体的に言うと、受託者に話をして「どんな場所で誰がどういう予定で作業をするか」というのがわかるものを作ってもらって、それで市がチェックするのはどうか。
- なかなかそこまで受託者が協力してくれない可能性が高いと思う。それに歴史館では受託者の現場をセキュリティの観点からチェックするという業務はあまりしたことがないはず。情報政策課に相談に乗ってもらって、どういう項目をチェックしたらいいのか聞いた方がいい。一番良いのは一緒に行ってもらうことだが。

(7) その他

ア、平成24年度第4回審議会が出された意見に対する所管課からの回答(事務局)

諮問第6号「国民健康保険柔道整復療養費点検等業務委託」(保険年金課)

委員意見

- 受託者と市の間でエクセルファイルの個人情報をやり取りするが、エクセルファイルはパスワードを解読するソフトが販売されているので、パスワードをかけたから大丈夫ではない。暗号化して送るのがよいと思うので情報政策課に相談してみしてほしい。エクセルデータにパスワードをかけてやり取りするというのは、行政が大量の個人情報データを送るやり方としてはいかがなものかと少し気になる。
- 市は受託者から被保険者照会の対象者一覧をメールで受け取って、内容について承認の電話をすとなっているが、電話では話した内容が残らないのでメールで返信した方がよいのではないか。
- 受託者が使用する消去ソフトのアプリケーションの名前まで確認しておくことが大事だと思う。それから、意外とデータが漏れることがあるのがパソコンを保守点検や修理に出すときなので、パソコンの保守会社はどこにしているかも最初契約するときに聞いてみてほしい。

保険年金課の回答

- 市と受託者間の個人情報のやり取りは、USBメモリによる受け渡しのほか、パスワードをかけたエクセルファイルをメールで送受信することを予定していたが、メールの送受信は行わないことにした。情報政策課と協議の結果、自動暗号化機能付きのUSBメモリを購入し、このUSBの受け渡しにより個人情報のエクセルファイルをやり取りする方法に変更した。契約仕様書変更済み。
- 承認方法は電話ではなくメール送信に変更した。契約仕様書変更済み。
- 受託者が使用するシステムは、(株)コンピューターマネジメントセンターが開発した「柔道整復点検システム」である。システムに1年間保管したデータは自動消去する機能が組み込まれている。システムの保守点検、修理も同社が行っている。パソコン本体の修理は(株)デルが行う。保守点検は行っていない。データはサーバーに保存・管理しているので、パソコン本体に個人情報を保存することはない。

イ、以前に諮問済の委託業務とほぼ同内容で、新たに別の委託業務を始める際の諮問について(事務局)

市では風疹の流行により、平成25年5月15日から急きょ東村山市医師会に委託して、風疹ワクチン接種費用の助成を始めた。今年度いっぱい一旦終了するが、来年度も流行すれば再開する予定。所管は子育て支援課。助成対象者は、妊娠を希望する19歳以上の女性又は妊娠している女性の19歳以上のパートナー。

接種を希望する人は、氏名住所や今日の体調、これまでの病歴、接種履歴などを自分で書いた「予診票」をもって市内の医療機関へ行き、接種をうける。標準的な接種費用の9割を市が助成するため、接種者が医療機関で支払う自己

負担額は通常の1割（風疹ワクチン620円）になる。各医療機関は、接種者から受け取った「予診票」と実績報告書を月ごとにまとめて医師会へ送付し、医師会がそれらをまとめて市に提出するという流れになる。

委託開始前に子育て支援課から、本件を審議会に諮問すべきか相談を受けた。話をきいたところ、医師会に委託する業務内容や医師会が取扱う個人情報は、平成23年2月23日に同課が諮問した「子宮頸がん予防ワクチン等接種業務委託」と同じとのことだった。そうであれば、ワクチンの種類が違うからという理由で同じ業務委託内容を再び審議していただく必要性は低いので、諮問は不要と回答している。

ただし、諮問をしないことで個人情報のセキュリティが下がってはいけませんので、子宮頸がんの諮問で可の答申をいただいたものと同じ内容で、委託契約書・個人情報に関する特約条項・セキュリティ合意書を作り、個人情報保護について前回の諮問と同等のレベルを保つことを条件とした。

このような、新しい予防接種ワクチンの業務委託というのは今後も出てくる。その際に「受託者が医師会であること、また、契約書等において、子宮頸がん予防接種の諮問時と同等の個人情報セキュリティレベルを保つこと」を条件とすれば諮問は不要と事務局では考えているが、委員の皆様のご意見はいかがか。全件諮問した方がよいとお考えか。

委員意見及び総務課の回答

- 比較的直近に諮問を受け答申を出している案件とほぼ同一内容の案件が出たときに、重ねて諮問すべきかどうかということだが皆様のご意見はいかがか。
- ほぼ同様の案件が、直近で諮問したのと同じ部署でまた出た場合と、全く違う部署で出た場合があるが、その違いはどう考えているか。
役所は業務ごとに担当課が決まっているので、全く違う課で同じ受託者にほぼ同一内容の業務委託が発生するというのはあまり無いのではないかと思います。
- そんなに業務を煩雑にする必要はないと思うので、「同じ部署で同じ受託者に、ほぼ同一の内容を委託するのであれば諮問は必要ない」というのは考えとしてはあると思う。ただ、「そういった案件が出たのだが諮問が必要か」という相談は、きちんと各課から事務局（総務課）にあげて、事務局が判断するようにしてほしい。勝手に各課で、これは同じ内容だから諮問はいらないねと判断するのは困る。
確かに各課だけで判断してしまうと「当初諮問時の契約内容と同等のセキュリティを保つ」というところができなくなってしまうので、相談漏れが無いように十分周知を続けていく必要があると思っている。
- 同一の部署とみなす単位は、部になるのか課になるのか。高齢者向けと子ども向けで医師会に健診を委託するといった場合は部課が異なると思われるが。

(総務部長)事務局だけで諮問の要不要を判断するよりも、そういった相談があったら事務局から会長に連絡してご意見をうかがい、会長のお考えによって諮問させるか不要とするかを決めるという形にさせていただければと思うがいかがか。

- 今の議論には二つの観点があると思う。一つは諮問することで個人情報のセキュリティを高めるという本来の目的。もう一つは、役所も事業の外部委託が多くなり若い職員に事業の進め方のノウハウが引きつがれにくくなって

いると思う。同一案件は諮問不要とすることで、諮問する際のノウハウが次の世代に伝わらなくなってしまうのは困る。次世代を育成しなければいけないという観点も見失ってはならないと思う。

- 確かに今、諮問のためにこうやって書類を作り、各課の担当者が委員にプレゼンのようなことをしているわけだが、これ自体がOJT（on the job training = 職場内教育）のような側面もあると思う。それから、同じような案件といっても最初に諮問した時から何年たっているかというのも目安の一つになる。5年もたってから同じ内容と判断するわけにはいかないと思う。
- 部長のおっしゃるように、会長に報告して意見を仰ぐのがよいと思う。では、同一案件と思われるものが出たら諮問の要不要を事務局から会長に相談して、ご意見をうかがうことにしたい。よろしいか。
- 了解した。私一人で判断に迷う場合は、各委員にメール等で意見をうかがうなども必要かと思う。皆さんの意見も聞きながら判断したい。では、他に意見は無いようなので閉会とする。

以上

この会議の資料（諮問書など）は、次の理由によりホームページ等での公表はしません。

【理由】

情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報（個人情報や市の情報セキュリティ対策の詳細情報、これから予定している委託契約の情報など）が含まれており、公開することにより情報を早く得た者が契約に有利になったり、コンピュータシステムに不正侵入されるといったおそれがあるため。